(住信 VISA ポイントクラブ) 会員規約

第1条 住信 VISA ポイントクラブ

住信 VISA ポイントクラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、当社所定の本クラブ提携サービス利用申込書による申込みを行い、以下の条件を満たしたお客さまに対し、当社が定めた各種商品・サービスおよび住信カード株式会社(以下「住信カード」といいます。)が運営する住信 VIS A ワールドプレゼントポイント(以下「ポイント」といいます。)に関する特典を提供する会員制サービスです。

日本国内居住の住信カードが発行する住信 VISA カードの会員(以下「カード会員」といいます。)であること、または本クラブ入会と同時にカード会員になること

当社に取引口座を開設していること、または本クラブ入会と同時に開設すること

上記 の取引口座について「住友信託ダイレクト」を申込んでいること、または本クラブ入会と同時に申込むこと

本クラブ提携サービス利用申込書に有効なカード会員番号を明記し入会申込みを行うこと

第2条 特典の内容

- (1)当社が定めた各種商品・サービス、ポイントの提供に関する各種特典等については、店頭のパンフレット等に記載し、また当社ホームページでお知らせします。
- (2)当社は事前にお客さまに通知することなく、提供する特典を変更する場合があります。

第3条 特典の重複適用禁止

当社が定める他の提携サービスとの特典の重複適用は行いません。

第4条 サービス適用期間

- (1)本クラブの特典提供は、お客さまが当社に本クラブ提携サービス利用申込書を提出し、当社が住信カード にカード会員資格の有効性を確認できたときから開始します。
- (2)カード会員資格を失った場合、または「住友信託ダイレクト」を解約した場合は、自動的に本クラブの会員 資格を失います。

第5条 ポイントの付与条件

- (1)ポイント等の特典の提供は、本クラブに申込んだ契約者ご本人に限り、また「住友信託ダイレクト」の対象となっている口座に限定されます。なお、当該口座が複数ある場合はお客さまが指定する一つの口座に限定されます。
- (2)ポイントは、ポイント付与対象商品ごとに、当社が定めた条件に基づき、会員の取引状況によって付与するポイント数を計算します。
- (3)上記(2)にて計算されたポイントについては、翌々月末日頃に加算されます。
- (4)加算日時点で、カード会員資格を失っている場合は、ポイント加算は行いません。

第6条 届出事項の変更等

- (1)会員が届け出た住所・氏名・カード会員番号等に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の手続きにより 届け出て〈ださい。この届出がないことにより、サービスの提供ができないなどの事態が生じても、当社はそ の責を負いません。
- (2)届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類等を発行した場合には、延着しまたは到着 しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第7条 退会

- (1)会員の都合により本クラブを退会する場合には、当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。
- (2)会員がカード会員資格を喪失した場合には、本クラブ会員資格も喪失します。
- (3)会員が当社所定の諸規定に違反したときは、何らの通知・催促なくして、直ちに本クラブ会員資格を失効し、 当社は一方的に本クラブ会員資格を取り消すことができるものとします。

第8条 解約等

当社は金融情勢その他諸般の状況の変化等により本クラブの一部または全てのサービスの取扱いを中止

することがあります。この場合、相当の方法で公表するものとします。

第9条 住信カードとの情報交換

- (1)会員は、当社が会員にかかる氏名・カード会員番号等のポイント加算に必要な情報を住信カードに提供することに同意します。
- (2)会員は、そのカード会員資格を喪失した場合に、住信カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。
- (3)会員は、住信カードにおけるカード会員資格状態が変更になった場合に、住信カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。
- (4)会員は、住信カードの提供するサービスを利用するために必要な情報が住信カードからその提携会社に提供されることに同意します。
- (5)当社は、本クラブ会員および住信カードから得た情報を当社が定める「個人情報における利用目的について」に則って厳正に管理し、当該「個人情報における利用目的について」に定める利用目的および特典提供目的以外の目的に利用しないこととします。

第10条 規定の準用·変更

- (1)本規約のほか、対象となる商品・サービスに適用される約款・規定により取扱います。
- (2)当社は、本規約および上記(1)に定める約款・規定を会員に事前の通知なく、任意に変更することができるものとします。この場合、会員は変更日以降は変更後の規約および約款・規定に従うものとします。

以上